

笛吹市小規模企業者 小口資金融資制度のご案内

融資（信用保証）資格

※下記資格をすべて満たすことが必要です。

- ①常時使用する従業員が20人以下（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては5人以下。ただし、宿泊業及び娯楽業は20人以下）の会社又は個人であること
- ②個人・・・笛吹市内に1年以上居住し、山梨県内に店舗、工場、事業所を有していること
法人・・・笛吹市内に1年以上店舗、工場、事業所を有していること
- ③1年以上同一の業種を営んでいる会社又は個人であること
- ④融資申込み日以前において納期が到来した市税を完納していること
- ⑤外国人登録をされていて事業活動を行っている方は、日本国内の在留期限内における融資であること

【融資内容】

◆普通融資 計750万円以内

融資期間 運転資金 5年以内、 設備資金 7年以内

◆緊急融資 50万円以内

融資期間 1年以内

◆利率 **2.0%**（令和8年4月1日現在）

◆利子補助 **1.5%に相当する額**（1円未満の端数は切り捨て）

◆保証料補助 市が**50%**、県が**20%～23%**

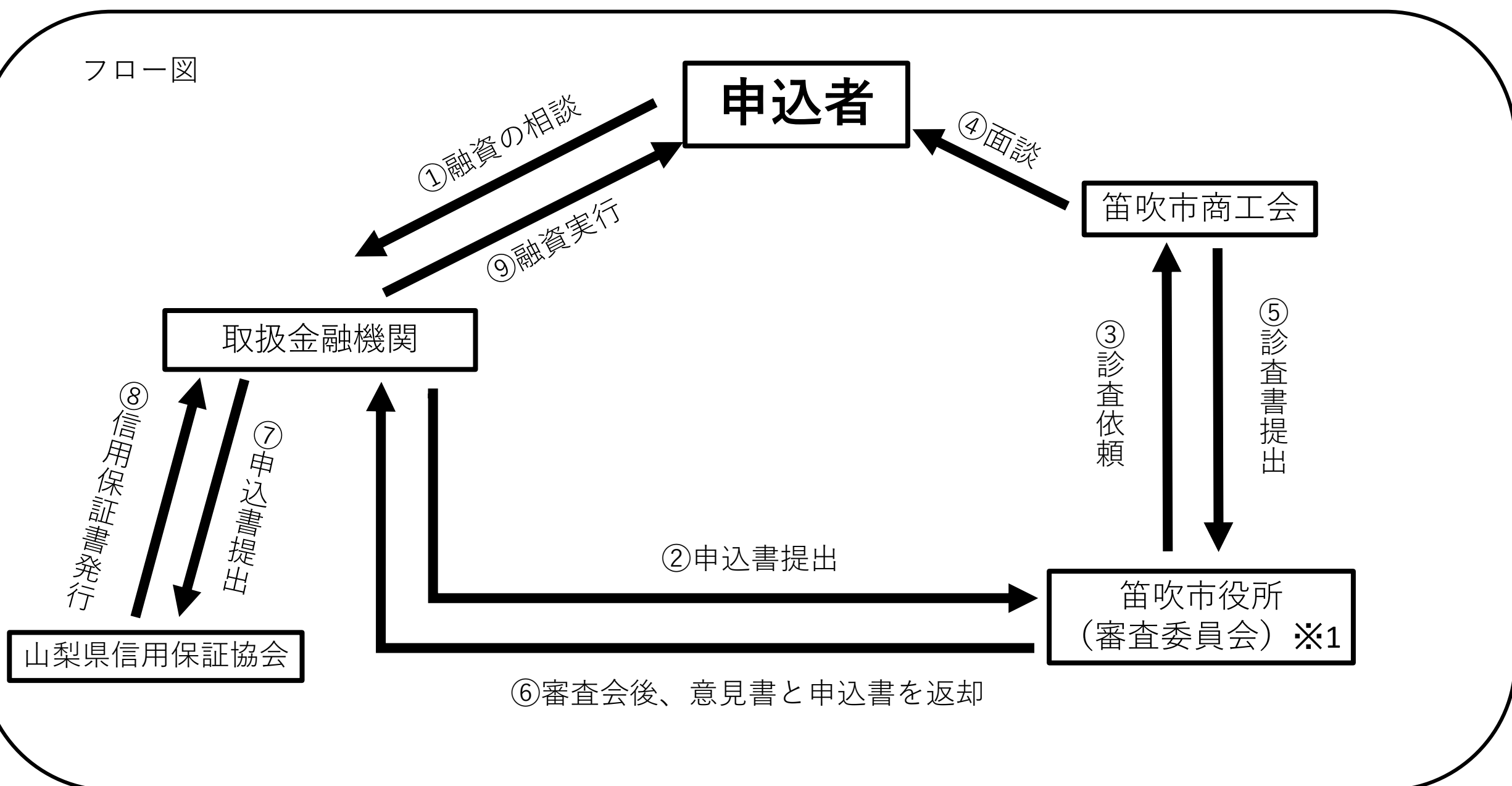
【提出書類】

- ①小規模企業者小口融資資金申込書
 - ②信用保証委託申込書（新様式）
 - ③印鑑証明
 - ④営業登録認可証の写し（飲食店等、業種によって必要となります）
 - ⑤会社、法人の登記事項証明書（履歴事項証明書）
 - ⑥定款の写し（法人のみ）
 - ⑦確定申告書又は、法人決算書の写し（直近3年間）
 - ⑧完納証明書（最新年度及び、過去3年間の計4年分の市税完納証明書の原本）
 - ⑨設備資金の場合、契約書又は見積書
 - ⑩個人情報承諾書
 - ⑪診査依頼書
- ※その他必要に応じて追加資料を求めることがあります。

【制度利用の申込手順】

1. 笛吹市小規模企業者小口資金融資制度を取り扱っている金融機関（**山梨中央銀行、山梨県民信用組合、甲府信用金庫、山梨信用金庫**）へ融資の相談を依頼（フロー図①）
 2. 制度利用が決定した場合、上記提出書類を用意し、金融機関が笛吹市役所観光商工課へ提出（フロー図②）
 3. 商工会による診査及び審査委員会において融資が適当と認められた場合、金融機関を經由して信用保証協会へ書類を送付（フロー図③～⑦）
 4. 信用保証協会で内容を審査し、承諾した際は、金融機関へ信用保証書を発行（フロー図⑧）
 5. 金融機関は信用保証書に基づき、融資実行（フロー図⑨）
- ※審査結果によっては、融資されない場合もあります。

フロー図



※1 審査委員会は毎月第3木曜日に開催しています。金融機関には審査会開催の**10日前（土日祝日を含む）までに**申請書の提出をお願いしています。（行事等の関係で日程に変更がある場合があります。申込を希望される際は下記問合せ先まで審査委員会開催日の確認をお願いします。）

日程の確認や、制度についてのご相談は下記問合せ先へお願いします。

《問合せ先》

- ・ 笛吹市役所観光商工課 商工労働担当 TEL：055-261-2034
- ・ 笛吹市商工会 TEL：055-263-7811